　　年　　月　　日

　　　竹　原　市　長　　様

設置者　住所

氏名　　　　　　　　　　　　　印

　　　　法人にあっては主たる事務所の

所在地，名称及び代表者の氏名

誓約書

誓約書

　　この度私が設置する浄化槽については，生活環境の保全及び公衆衛生の向上のため，関係法令及び竹原市浄化槽取扱指導要綱を遵守するとともに，放流先等の関係者との間に紛争が生じないように努め，紛争が生じた場合は，責任をもって解決し，万全の措置をとることを誓約します。

【浄化槽法抜粋】

|  |
| --- |
| （設置後等の水質検査）  第七条　新たに設置され、又はその構造若しくは規模の変更をされた浄化槽については、環境省令で定める期間内に、環境省令で定めるところにより、当該浄化槽の所有者、占有者その他の者で当該浄化槽の管理について権原を有するもの（以下「浄化槽管理者」という。）は、都道府県知事が第五十七条第一項の規定により指定する者（以下「指定検査機関」という。）の行う水質に関する検査を受けなければならない。  （浄化槽管理者の義務）  第十条　浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める回数）、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。  （定期検査）  第十一条　浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める浄化槽については、環境省令で定める回数）、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。 |

　注：用紙の大きさは，日本産業規格Ａ列４番とすること。